

70歳からの医療制度

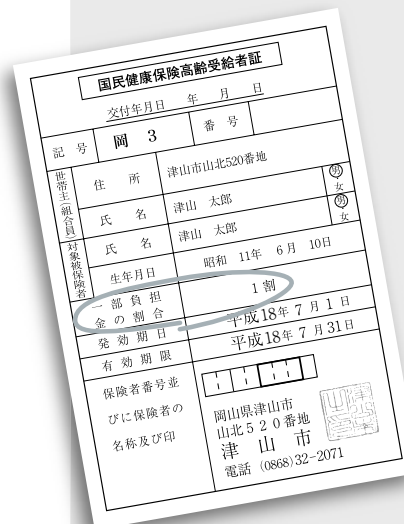
Q & A

国民健康保険高齢受給者証

Q. 70歳になる誕生月に白いカードが届き、病院で国保の保険証と併しよに使っています。有効期限が今年7月31日となっているのですが、それ以降はどうなるのでしょうか？

A. 7月中に新しいカードを世帯主に送付します。

白いカードの上部に「国民健康保険高齢受給者証」と印刷してあることを確認してください。中央あたりに書かれている「一部負担金の割合」は、今年7月までの割合です。8月以降の負担割合は、平成17年中の所得によって再判定し、7月中に新しいカードを送付します。



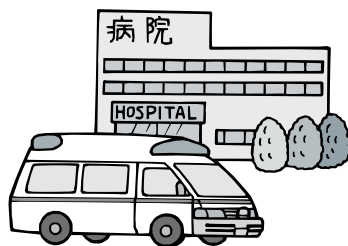
老人保健法医療受給者証

Q. 現在80歳なのですが、保険証と「老人保健法医療受給者証」をあわせて使っています。この受給者証には期限が書かれていませんが、ずっと使えるのでしょうか

A. 負担割合が変更になるまで使えます。

上記の高齢受給者証と同じ時期に所得の再判定を行います。その結果、負担割合が変更になる人だけに新しい受給者証を送付します。8月以降、病院にかかるときには、新しい受給者証を使い、古いものはお返しください。受給者証が届かなかった人は、負担割合の変更がありませんので、引き続き同じものが使えます。

医療制度が複雑になっていきます。病院にかかるときは「保険証が変わったら必ず提示する」「領収証は捨てずに保管する」などの習慣を身につけましょう。



請求もれはありませんか？

特別障害給付金

障害があっても障害基礎年金などの受給権がない場合の福祉的な措置として「特別障害給付金制度」があります。

対象となる人

次のどちらかに該当し、国民年金に加入していなかった期間に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人。

- 1 昭和61年3月以前に厚生年金などに加入（または受給）していた人の配偶者
- 2 平成3年3月以前に学生であった人

手続き上の留意点

支給対象となるのは、裁定請求書を受け付けた月の翌月分からです。必要な書類などがすべてそろわなくても、請求書は受け付けていますので早めに請求書を提出してください（不足している必要書類は、後日提出をお願いします）。

障害基礎年金1級相当に該当する場合	障害基礎年金2級相当に該当する場合
4万9,850円	3万9,880円

※身体障害者手帳の等級とは異なります

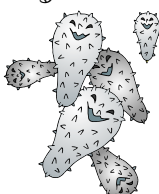
請求・問い合わせ先 保険年金課（市役所1階5番窓口）☎32・2072、または各支所

食中毒に注意!!

食中毒注意報が発令されました

食中毒菌を「つけない、増やさない、殺す」をポイントに食中毒を予防しましょう。

- ① 買い物では
 - ・新鮮な食品を選ぶ
 - ・購入した食品は早く持ち帰る
- ② 保存では
 - ・冷蔵庫でも食品の長期保存はしない（低温で増殖できる食中毒菌もいます）
- ③ 下準備では
 - ・解凍は室温放置せず、電子レンジなどで急速解凍する
- ④ 調理では
 - ・食材はよく洗い、複数のものを同じまな板で調理しない
- ⑤ 食事中では
 - ・でき上がったらずぐ食べる
 - ・手をよく洗ってから配膳や食事をする
- ⑥ 残った食品は
 - ・清潔な容器に小分けして保存する
 - ・怪しいと思ったら、思い切って捨てる



お弁当にも注意して!!

- ・前日に調理したおかずを使用するときは、入れる前に加熱、冷ましてから入れる
- ・長時間持ち歩かない
- ・持ち帰って食べない

問い合わせ先 健康増進課☎32・2069

国民健康保険（70歳以上）と老人保健負担割合判定基準の見直し

国民健康保険（70歳以上）と老人保健の病院へかかったときの負担割合とその判定基準となる課税所得と収入の額が次のとおり変更になります。

改正内容

8月から 判定基準の変更	10月から 負担割合の変更
収入（70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人の合計収入）	負担割合 2割→3割
2人以上＝520万円以上	※判定基準を下回るときは1割のまま
1人＝383万円以上	
※この基準額を下回る場合は1割負担	
※課税所得145万円以上は昨年と同じ	

負担割合の判定は、申告された前年度所得をもとに行います。所得の申告は忘れずに行ってください。

問い合わせ先 保険年金課☎32・2071、または各支所

チェックしてみよう！

認知症

認知症の早期発見には「単なる物忘れ」か「認知症による物忘れ」かを見極めることが大切。次の項目に該当したら○印を入れてみてください。

- 職場や家庭で、今までできていたことができなくなった
- 慣れている場所で道に迷う
- 人と会う約束やその日時を忘れる
- 最近の出来事が思い出せない
- 大切な物をなくしたり、置き忘れたりすることがある
- 水道の閉め忘れや鍋を焦がしたりすることが増えた
- 物の名前が出てこなくなった
- 今まで好きだったことに対して興味・関心がなくなった
- 着替えがおっくうになった
- 散歩や庭の手入れ、洗面や歯みがきなどの日課をしなくなった
- ささいなことでも怒りっぽくなった



○印が3個以上で心配なときは

地域包括支援センターでは、認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症になっても安心して暮らせる地域をめざして、相談業務にあたっています。「最近、物忘れがひどくなった」「生活がしにくくなった」「福祉の申請のことがよくわからない」など、お気軽に相談してください。



問い合わせ先 地域包括支援センター（市役所1階）☎23・1004

自助具製作ボランティア募集

体が不自由な方の日常生活をより便利に、より容易にできるように工夫された自助具。その製作を手伝っていただけるボランティアを募集しています。 申込・問い合わせ先 津山自助具クラブ（つやま市民活動センター内）☎32・0188

親子バルーンアート教室

とき: 7月26日(水)午前10時～11時 ところ: 津山郵便局 講師: 野村まさこさん 参加費: 無料
定員: 親子15組（小学校低学年まで） 申込方法: 往復はがきに親子の住所・名前を記入し送付
締め切り: 7月22日(土)消印有効 申込・問い合わせ先: 〒708-8799元魚町18津山郵便局☎22・2800